

# 中国残留日本人孤児にみる歴史問題の和解と市民運動

浅野慎一（神戸大学）

「(市民社会とは)、それぞれのコミュニティにおける広範な民衆の生活からは隔離し、市民的自由や合理的な法律で守られた居留地のなかに閉じこもった、近代エリート集団の閉鎖的な連帯関係(である)」

パルタ・チャタジー『統治される人びとのデモクラシー』

「(人権とは)市民社会の成員の権利、すなわち利己的人間の、人間と共同体から切りはなされた人間の権利にほかならない…。…人権はどれ一つとして、利己的な人間以上に、市民社会の成員として人間以上に、すなわち自分の殻、私利と我意とに閉じこもり共同体から区分された個人であるような人間以上に、こえてるものではない。人権において人間が類的存在としてみなされるどころか、むしろかえって類的生活そのものである社会が、個々人の外部のわくとして、個々人の本来の自立性の制限としてあらわれるのである。…市民社会は…人間を類としてむすびつけるあらゆる紐帯をひきさき、利己主義、私利的欲望をこの類的紐帯におきかえ、人間世界をたがいに敵対しあうアトム的な個々人の世界に解消する」

カール・マルクス「ユダヤ人問題によせて」

## 序 課題と方法

課題：中国残留日本人孤児（以下、残留孤児）を支援する市民運動の史的変遷を概観、歴史的役割を考察。

残留孤児：しばしば「戦争の犠牲者」とみなされる。

BUT 「残留孤児」という独自のカテゴリーの人々の誕生：1972年（日中国交正常化）。

日本政府：中国在住の未帰還者の国籍を、本人の意思を問わず一律に日本から中国に変更。

日本国籍の未帰還者→中国籍の「残留孤児」。

∴ 残留孤児の日本への「帰国」（≠引揚）：1972年以降も大幅に遅延。帰国後の生活も困難に。

※ 「残留日本人」の呼称：1975年。「残留孤児」の呼称定着：1981年。

残留孤児：ポスト・コロニアルの正常な国民国家システム（国交正常化・戦後民主主義）の産物。  
（≠戦争被害）

残留孤児を支援する市民運動の役割：そうした視座から検証する必要。

& 従来研究のほとんど：市民運動・支援者の側から発信された情報に依拠。

BUT 市民運動が果たした役割：問題の当事者（残留孤児）の経験・眼差しから検証・評価されるべき。

本報告：当事者（残留孤児・107名）からの聞き取り調査の結果を主な素材。

残留孤児を支援する日本の市民運動：大きく3つの画期をもって変遷。

## 第1期：1972年（日中国交正常化）～1980年頃

市民運動：中国在住の残留孤児を捜索、日本の肉親と再会、肉親判明した孤児の日本帰国を支援。

主な担い手：敗戦直後に日本に帰還した引揚者、子供・弟妹を中国に残してきた人々も多数。

※ 代表的組織「日中友好手をつなぐ会」（1973年結成）。

日本社会に2つのインパクト

①「残留孤児＝未解決・現在進行中の問題」であることを日本社会に再認識。

1958年、日本政府：中国からの引揚事業打ち切り。1959年～未帰還者の戦時死亡宣告を推進。

日本の市民社会：墓地・記念碑の建立。「未帰還者＝死者、過去の戦争の『歴史・記憶』」。

←→市民運動：「未帰還の残留孤児＝今／ここで解決を必要としている問題」。

日本国民の関心を喚起。

②日本政府の政策変更。

政府：残留孤児の家族再結合（捜索・再会・「帰国」）＝個別家族の「私事」。

民事不介入の立場。公的支援に消極的。

←→市民運動：「残留孤児は日本政府の国策（満州開拓移民政策・戦争等）によって発生。

∴ 政府の公的責任で解決すべき」と主張。国民世論を喚起。

→日本政府：公的調査に着手（1975年、公開調査。1981年、訪日調査）。

BUT 歴史的制約。

①市民運動が残留孤児の家族再結合（搜索・再会・「帰国」）に果たした役割：客観的には大きくない。

肉親判明した孤児：全体の約半分。& 判明のほとんどは残留孤児自身による自主調査。

市民運動の活動：残留孤児自身が発信した情報・依頼に依拠して初めて可能に。

※ 年長の残留孤児（敗戦時、概ね5歳以上）：肉親につながる記憶鮮明。一時帰国する残留婦人等を介し、自力で肉親判明。

年少の残留孤児：自主的・主体的な肉親捜しの一環として、希少な情報を市民運動団体に提供。

BUT 多くは肉親未判明。

BUT 日本の市民社会：「ボランティアの献身的支援によって肉親と感動的再会を果たせた残留孤児」とのイメージが拡散。

※ マスメディア：残留孤児が中国語で発信した情報より、市民運動が日本語で発信した情報に依拠。市民運動の視野・体験の枠内での「事実」を報道。

a) 未判明孤児の存在は忘却、

b) 「消極的な日本政府 VS 積極的な市民運動」、

c) 「言葉もできぬ残留孤児：ボランティアに頼らざるを得ない無力な救済対象」。

②市民運動の主な関心：「生き別れた肉親との再会（＝私的血統の確認）」。

血統主義的国民統合の論理（肉親《血統・戸籍》の判明：「日本人」としての認定の証）。

※ 日本の市民運動・市民社会：肉親関係（私的な血統）の確認＝「自然」な関心。

「すべての残留孤児の肉親を判明させること＝日本の国家・市民社会の責務」との社会規範：私的な血統の確認を国民的課題に直結、肉親捜しを推進させる契機。

BUT 敗戦時の混乱状況 & 特に年少者：肉親の記憶・情報の乏しさ。

中国政府：残留孤児認定に私的な血統（日本に肉親・戸籍）の確認に固執せず。

＝まず社会的・現実的に残留孤児を幅広く認定、その後、可能な限り、肉親捜し（私的な血統の解明）こそ中国社会での「自然」な手順。

「まず最初に『置き去りにされた日本人、つまり残留孤児』と認定し、その後、肉親に関する情報が豊かな日本に長期滞在・定住させて継続的に肉親を捜すべき」。

未判明孤児の「日本人」としての認定・「帰国」：一層遅延。

訪日調査（1981年～）：「肉親捜し」が目的。

肉親の情報・証拠が少ない孤児：参加困難。認定・帰国が大幅に遅延。

※ 情報・証拠が豊富な年長の孤児：自主調査で肉親判明。訪日調査は不要。

訪日調査を必要とする年少の孤児：肉親の情報・証拠の提出＝「針の穴」をくぐるような難関。10年以上、参加不許可も。

「0歳で道端に置き去りにされていた私に、『肉親に繋がる情報を出せ』というのはあまりに理不尽」

③市民運動：引揚者 & 残留孤児の断絶性・異質性を十分に認識せず。

主な担い手：引揚者。「一步間違えれば、自分も残留孤児」、「中国に我が子・弟妹を残して帰還」等、引揚・残留を連続的事象と認識。家父長的使命感・贖罪感に基づく活動。

※ 戦後27年間以上におよぶ残留孤児の中国での生活・社会関係の重み、日本国籍者として帰還した引揚者と中国国籍者として帰還を阻まれる残留孤児の異質性を軽視。

a) 残留孤児問題：戦争被害の残滓（≠ポスト・コロニアルの新たな被害）

b) 「残留孤児＝救済すべき弱者」イメージを一層増幅。

## 第2期：1981年（訪日調査の開始）～2000年頃

市民運動：日本政府による訪日調査に積極的に協力。官民一体の支援活動。

※ 1982年、厚生省諮問機関・中国残留日本人孤児問題懇話会設置（市民運動代表者参加）  
「中国残留日本人孤児問題の早期解決の方策について」（1982年）、  
「中国残留日本人孤児問題に対する今後の施策の在り方について」（1985年）  
＝厚生省の政策の骨格。

1982年、各地の市民運動・ボランティア団体：中国残留孤児問題全国協議会を結成

※ 市民運動：訪日調査への協力。訪日した孤児の歓迎活動、中国にいる孤児に訪日調査の情報伝達、自らがこれまで連絡をとってきた未判明孤児を訪日団に加えるよう厚生省に働きかけ。

BUT 1) (前述) 私的血統の確認を目的とする訪日調査：大幅に遅延。

高齢の証人・肉親：次々に死去。肉親の判明：一層困難に。

訪日調査での肉親判明率：3割以下。

※ 訪日調査：1999年まで19年間、計20次に分けて五月雨式・小規模に実施。

訪日調査参加者の肉親判明率：訪日調査を最終確認の場とする事実上の自主調査による判明者を含めても、約3割。

2) (前述) 日本政府：残留孤児の家族再結合（肉親捜し・永住帰国）＝個々の家族の「私事」。

∴ 帰国後の生活：自己責任 or 親族扶養義務。

孤児の帰国：肉親の「身元保証」が必要。

∴ 帰国後の生活費負担・遺産問題、実父母の再婚等：肉親が認知・身元保証を拒否・躊躇。

※ 市民運動の一部：残留孤児の遺産放棄 or 身元保証の実質的責任を支援者が担うことを条件に、肉親に認知・形式的な身元保証をするよう説得。BUT 限界。

∴ 帰国できない孤児 & 帰国後も経済的困窮・肉親とのトラブルが多発。

市民運動：2つの立場に分岐。

①「一度に多人数の訪日調査を実施しても混乱」、「日本での生活困難を考えれば、帰国は慎重であるべき」。支援活動から離脱。

※ 1982年の中国残留孤児問題懇談会：一方で肉親捜しが「まさに時間との競争ともいうべき緊急の課題」、他方で「一度に多人数の者を訪日させても、成果をあげることは困難であり、…（中略）…当面、一回の訪日対象孤児は60名程度、訪日調査の回数も年3回が限度」と提言。「中国で一応安定して生活をしていて、日本語もできない残留孤児が、中国人の家族を同伴して帰国することは、日本で待ち受ける生活の困難を考えれば、慎重であるべき。孤児達は日本での生活の厳しさが分かっていない。安易な帰国は孤児・肉親の双方にとって却って不幸の原因」

②「残留孤児問題＝日本政府の責任（≠個別家族の私事）」。

∴ 「政府が短期集中的・大規模な訪日調査、帰国支援、帰国後の自立生活支援を行うべき」。

残留孤児の永住帰国の突破口を拡張。

ex) 肉親未判明の孤児：新たな日本戸籍を作成（「就籍」）、日本国籍を取得。

※ 1983年、中国在住の身元未判明孤児の「就籍」：日本の地方裁判所で認定。

1984年、「中国残留孤児の国籍取得を支援する会」発足。1999年までに1000名以上の「就籍」・日本国籍取得を実現。

1995年、日本政府：残留孤児に日本国籍者としての帰国を認める方針。

政府の帰国制限政策（身元保証人制度等）を批判、帰国後生活に公的な自立支援策整備を要求。

※ 1984年、日弁連「中国残留邦人に関する人権侵害決議」、「早期帰国実現と帰国後の諸施策の改善を要望する決議」を採択。

※ 市民運動：引揚者と残留孤児の異質性・断絶性の認識を明確に。1985年以降、一部の支援者：残留孤児問題が「単に戦争だけの被害では」なく、「独立回復後の日本が自分でとった政治の決着の問題」と主張。戦後の日本政府の責任を追及。

→日本政府：1995年までに帰国制限政策を概ね撤廃、

一定の自立支援策（日本語教育・自立指導員等）を実施。

※ 日本政府：1985年以降、肉親以外の第三者の招聘人・身元引受人等が確保できれば残留孤児の帰国を許可する政策を段階的に導入。

1984年以降、中国帰国孤児定着促進センター等を開設。日本語教育、公営住宅の斡旋、生活相談・助言に当たる身元引受人・自立指導員の制度等、自立支援策を段階的整備。

1994年、「中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下、支援法）」が議員立法で制定。国・地方自治体の責務が明確に。

BUT こうした市民運動：帰国を目指す当事者（残留孤児）のたゆまぬ主体的実践に「後押し」。

※ 1985年、第六次訪日調査に参加した残留孤児：「日本政府と日本国民への公開状」。

1987年、残留孤児：法務省人権擁護局に人権救済申し立て。

1993年、身元引受人を確保できない残留婦人が集団で強行帰国。

親戚訪問で一時帰国した孤児：中国に戻ることを拒否、日本への定住を強行等。

日本政府の政策変更→多様な市民が支援活動に参加。

ex) 企業経営者：身元引受人になって帰国後の就労先を提供。

一般市民：日本語教育のボランティアに。

各種専門家（日本語教育、心理学・精神医学等）：アクション・リサーチ。

一見、充実した官民一体、政府と市民の協働による支援が展開。

専門家：「最先端の支援モデル」と自画自賛、

「手厚い公的支援が、逆に孤児の自立を妨げている」との主張も。

BUT 現実の残留孤児：（前述）1995年以前の政府の帰国制限政策で帰国遅延。帰国時、既に中高年。

帰国後の政府の自立支援策：極めて不十分。

∴ 日本語の困難、不安定就労、年金加入期間不足→退職後は生活保護。

※ 日本語教育：4カ月～1年。 就職斡旋：ほとんどなし。

生活保護受給：約8割。 居住地：選択の自由なし。強制的配置。

= 残留孤児（中高年での途中参入者）を想定しない戦後日本の「島国」単位の公共性（国民教育・国内労働市場・国民福祉） & それを前提に成り立つ市民社会による排除。苦難の生活。

残留孤児の帰国後の生活の苦難：政府の自立支援策、市民運動の支援でも解決し得ず。

※ 深刻な現実→市民運動内部：当事者（残留孤児）の自助努力 VS 政府の公的責任の比重をめぐり、意見対立が激化。

市民運動が担っていた支援活動の多く：政府の自立支援策の受託事業。

→市民運動の内部対立を一層複雑化。

市民運動の全国組織：政府の政策評価をめぐる度重なる分裂。

& 市民運動：当事者（残留孤児）との関係でも様々な矛盾・軋轢

①引揚者等、身元引受人・自立指導員：「父代わり・兄代わり」、家父長的・同化強制的・過干渉的な「自立」指導。

※ かつて「満洲」に居住、「満洲」と実存的接触をもったという独特の押しつけがましい事実によって自らの正当性を主張。

膝まで頭を下げる最敬礼を「日本式の礼儀作法」として繰り返し練習  
家族内でも中国語で話すことを禁止。

「中国人は劣等民族。頭を切り替え、早くまともな日本人になるよう」指導。

自分の意のままにならない孤児の日本国籍を無断で抹消、無国籍状態に。

就職先を斡旋することもなく、「生活保護を受けるのは恥なので、早く経済的に自立せよ」。

病気・障碍に苦しむ残留孤児に就労を強制。

②経営者、身元引受人：残留孤児一家を、自らの企業で苛酷な労働条件で酷使。

※ 身元引受を口実に、転職の自由を認めず。

最低賃金以下で就労、身元引受料・社宅のリフォーム代を孤児の賃金から毎月天引き。

「支援」団体を結成、残留孤児一家を低賃金労働力として互いに斡旋・派遣。

残留孤児に日本人としての同化を強制せず、むしろ低賃金の外国人労働力とみなす。

身元引受人が経営する企業の労働条件＝他の就職先に比べて苛酷：半ば「常識」。

③日本語教育、心理・精神的ケアの支援者、特に専門家：「言葉と文化の壁」に視野限定。

日本語・異文化適応教育・指導で、残留孤児に能力主義的な階層上昇を促す個人主義的適応。

非現実的な目標の押し付け。

※ 残留孤児にとって最も深刻かつ切実な経済的生活基盤の確立：「専門外」。

「まじめに日本語を学習すれば、いい就職ができる（＝いい就職ができないのは、日本語の学習が足りないからだ）」

「言葉と文化の壁があるから差別される（＝差別されるのは、言葉と文化の習得が不十分だからだ）」等、本末転倒の指導。残留孤児を精神的に追い詰め。

※ 支援者：「日本語習得・異文化適応こそが生活安定の現実的基礎」

残留孤児：「生活安定こそが日本語習得・異文化適応の現実的基礎」。

異文化適応論の支援の非現実性を見抜き、「役に立たない」と反発。

①同化強制・パターナリズム、②資本主義的労働市場での苛酷な低賃金労働、③能力主義・メリトクラシー：戦後日本の市民社会の一般的・構造的な規範。市民運動も共有。

※ 一部の悪質な支援者だけでなく、程度の差はあれ、多くの市民運動にごく一般的な特徴。

一部には、多くの残留孤児の尊敬を集めた支援者も。

BUT 残留孤児：多くの支援運動は現実の問題を何ら解決せず、一層混乱。否定的に評価。

※ 「島国」単位の公共性（国民教育・国内労働市場・国民福祉等）を自明の前提。それへの適応こそ望ましい「自立」とみなす戦後日本の市民社会に通底する認知枠。

∴ 市民運動の熱心な活動にも関わらず（熱心に活動するほど）、残留孤児の不満・反発は膨張。

### 第3期：2001年以降（残留孤児の不満・反発：国家賠償訴訟という形で噴出）。

国賠訴訟：当事者（残留孤児）の圧倒的な主体性の下、全国的に展開。帰国した残留孤児の9割が原告に。

※ 2001年、関東の残留孤児：国家賠償訴訟を思い立ち、翌年に東京地裁に集団提訴。

最初に支援：神奈川県ボランティア。

BUT 当初、残留孤児は日本語が不自由で経済的にも困窮、日本社会に関する知識も乏しく、社会関係も希薄で孤立して生活。国家賠償訴訟を起こすことは無理と考え、提訴に反対。

BUT 孤児に執拗に食い下がられた結果、支援に踏み切り。

※ 集団訴訟の情報：帰国前の中国 & 帰国後の日本語教室や職場・居住地で培われたインフォーマルな毛細管的ネットワーク、全国各地の残留孤児に短期間に拡散。

2211名が原告に。全国15の地裁に提訴。

※ 最初に引き受けた弁護士「数百人単位で国を被告とする『人権裁判』を闘う原告団を事実上結集しながら、弁護団はおろか弁護士一人の関与さえないという前代未聞の状況に、驚愕した」。

→第2期の市民運動：国賠訴訟の「支援派」、「反対・妨害派」、「傍観・中立派」の3つに分裂。

「支援派」以外の活動：停滞（当事者の信頼を喪失）。

※ 「反対・妨害派」「傍観・中立派」の支援者の論理。

残留孤児の自助努力を重視：国賠訴訟提訴も孤児の「国への依存／甘え」。

政府の政策の枠内で支援活動に従事：「提訴＝自らの支援への批判」。残留孤児を「恩知らず」と非難も。

訴訟闘争のような政治運動とは距離をおき、日本語教育のような非政治的・専門技術的な支援に限定して関与したい。

新たな支援者の参入。①弁護士、②日中友好団体、③「残留孤児＝戦争被害者」とみなして支援する団体・個人、④残留孤児の苦難の人生・生活、主体的運動（訴訟）に関心をもつ市民（非専門家）。

※ 全国で約798名の弁護士、弁護団に参加。

日中友好団体：政治的立場によって分裂。BUT 多くが残留孤児を支援。特に、政府の支援事業の委託から排除されていた団体：訴訟を機に支援活動に参加、大きな役割。

各種戦争被害の国家責任を追究 & 戦争・引揚の歴史・記憶を語り伝えようとする団体・個人。残留孤児のトータルな人生・生活に強い関心を寄る非専門家の市民：言葉と文化の壁ではなく、日本の市民社会の無関心の壁の崩壊。言葉を通じない中で残留孤児との信頼関係を構築。

市民社会（世論・マスメディア）：原告（残留孤児）の主張を支持。

支援者・市民社会：多様な主張が錯綜。

※ 日中友好団体：政治的に分裂、各地域毎に支援活動への参加形態や濃淡は多様。

「残留孤児＝戦争被害者」とみなす支援者の参入：戦後の日本政府の政策に起因する被害とする原告の主張との間に矛盾も。

第2期以来の引揚者ボランティアの家父長的姿勢 & 日本語教師等の異文化適応・教育の対象と残留孤児をみなすまなざし：第3期に新たに支援活動に参加した市民が違和感。

BUT 勝訴を目指すという一致点 & 当事者の圧倒的な主体性：支援者相互の対立・齟齬は顕在化せず。

2005年～2007年、各地方裁判所で判決。判決の結果・内容：多様。

BUT 原告側主張を認定した要素：戦後の日本政府の政策の不備→残留孤児の現実生活に苦難。

被告側主張を認定した要素：残留孤児の被害＝「国民がひとしく受忍すべき戦争被害」 & 主に「言葉と文化の喪失」。（「戦争被害論」・「異文化適応論」）。

※ 判決の3類型。

①神戸・高知：戦後の日本政府の政策に違法性。神戸地裁は国に賠償命令、高知地裁は時効成立を理由に原告の請求却。

②東京：国の法的・政治的責任を一切認めず。残留孤児の被害＝国民が等しく受忍すべき戦争被害。日本の言葉・文化の剥奪という被害＝中国人養父母による養育という「危険状態」によって発生。

③その他：戦後の日本政府の政策は不十分。BUT 法的義務違反まではいえず。原告の請求棄却。

2007年、残留孤児：訴訟を取り下げ。政府：新たな支援策を策定。政治決着。

※ 支援法の一部改定、新支援策（支援給付金制度、支援・相談員制度、日本語教室・交流事業の創設等）。

→市民運動：①政府の新たな支援策（日本語教室・交流事業・理解を深める集い等）を受託。  
新たな支援者も参入。

※ 政府の支援事業：大半は各地方自治体を介して市民運動団体に委託実施。

BUT ごく一部、訴訟の経過を知らず、第2期と同様、「異文化適応の自立支援」に視野限定、「手厚い公的支援が、逆に孤児の自立を阻んでいる」との本末転倒も。  
「戦争被害論」も総括されないまま再生産。

②新たな支援政策の限界・問題を指摘、改善に向けて行政と交渉。部分的な改善を実現。

※ 元の全国原告団・弁護団：毎年、定例的に厚生労働大臣との面談。残留孤児の配偶者への支援等で一定の改善を実現。

BUT 政治決着を前提。政府の責任の明確化には限界。

③訴訟・新支援策策定から10年以上。

残留孤児の高齢化、二世問題等、新たに顕在化してきた問題への取り組み。

※ 残留孤児の高齢化→中国語での介護体制の不足、外出困難に伴う孤立化が深刻化。

日本政府の帰国制限政策→残留孤児（一世）より一層、帰国が遅延した子どもたち（二世）。

多くが不安定な就労・生活、年金納付期間不足し、日本語の不自由・医療の困難等に直面。

日本に出生、中国語ができない孫（三世）：家族内コミュニケーション・教育問題。

2014年、九州弁護士連合会：二世問題の解決を政府・国会に勧告。

兵庫：三世に対する中国語教室。

一部は二世の積極的参加、一定の成果も。

BUT 支援者・当事者とも高齢化、活動の持続可能性に疑問も。

## 総括と考察

### ①市民運動：残留孤児という歴史問題の解決に一定の積極的貢献。

BUT 解決を妨げ、混乱させる役割を果たしてきた側面も。

自らが自明と考える問題意識・専門性、政治・社会的正義の枠内で支援活動

＝誠実に寄り添っているつもりでも、生きた当事者の現実生活に根ざす主体性と乖離・亀裂。

当事者と支援者：対等ではない。当事者は支援者なくとも当事者、支援者は当事者なしに支援者になれず。どちらが自律的主体で、どちらが依存的・従属的な存在かは明白。

支援運動：当事者の主体的実践に依存・従属して形成・変容。

### ②残留孤児問題における和解の焦点：ポスト・コロニアルの日本社会自体の問い直し。

#### 1)残留孤児問題：戦後の国民主権・民主主義・市民社会の産物（≠戦争被害）。

戦後日本の国民・市民：自ら加害当事者であることの自覚・認識が不可欠。

#### 2)近代市民社会：国家と一定の対立関係 BUT 相互依存・共犯関係。

市民社会に依拠した国家批判・民主的国家の実現、残留孤児の市民社会への適応・包摂にとどまらず、国家と市民社会の分離、戦後日本の市民社会それ自体の批判・変革に踏み込む必要。

※ 市民運動：日本政府の民事不介入の立場を批判。

BUT 残留孤児問題が民事ではなく公的問題だと追及。国家と社会の分離、血統主義的国民主義の論理自体は日本政府と共有。

遺産問題・疎外された家族関係、下層階級としての貧困等、市民社会の残留孤児問題は解決できないまま今日に。

国家と社会の分離の終焉・変革を視野に入れた理論的模索：

ヤスパース：法・政治上の罪に限定されない道徳・形而上の罪、

アレント：加害者と被害者の将来にわたる歴史的関係性の中で形成される一国内部で完結しない政治的形態としての和解、

ギルロイ：ポスト・コロニアルのディアスポラ、ブラック・アトランティック。

チャタジー：ポスト・コロニアルのサバルタン研究。

マルクス：市民社会・国民国家批判。これらの諸理論の一層の革新・発展が必要。

**3)戦後日本の国民・市民：加害当事者として、残留孤児とともに和解の当事者になりうる可能性を示唆。**

**和解：加害と被害の当事者間でのみ可能。**

**③市民運動：被害当事者と身近に接触。自らが加害当事者の一員であることを比較的自覚しやすい立場。**

残留孤児：第1期以来一貫して、支援者の生活と生き方を変化・成長。

支援者：支援活動を継続する以上、恩恵的援助者、傍観者、専門的知識・サービスの提供者の立場にとどまらず、既存の国家 & 市民社会の双方に批判的・変革的な生き方。

※「洞察の光」（ウィリス）：被害者から当事者としての主体性を学び、対自的・反省的な加害当事者へと脱皮・成長する潜在的可能性。

**④BUT 実際の市民運動：市民社会への無批判・包摂という陥穽。**

「残留孤児は忘れてはならぬ戦争被害者」、「国家責任の明確化、国家の公的な補償政策の確立こそが真の解決」、「同化強制ではなく異文化適応こそが正しい」、「専門的な支援法・技術の研究・開発・普及こそが現実的で有効な問題解決の道」、「自立の達成を目指し、市民社会の寛容な包摂が重要」

※ 「制約の影」（ウィリス）：対自的・反省的な加害当事者への脱皮・成長を阻む要因。

**市民の「良心」的諸正義：問題解決の障害。市民運動の参加者：一般の国民・市民以上に呪縛されがち。**

《参考文献》

- NHKプロジェクトX制作班編（2004）「大地の子 日本へ／中国残留孤児・35年目の再会劇」『プロジェクトX 挑戦者たち 8』NHKライブラリー
- 浅野慎一（2007）「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編著『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社
- 浅野慎一・佟岩（2016）『中国残留日本人孤児の研究』御茶の水書房
- 蘭信三（2006）「地域社会のなかの中国帰国者」『アジア遊学』八五
- 蘭信三・高野和良（2009）「地域社会のなかの中国帰国者」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 庵谷磐（1989）「政府の対応とボランティア活動」『自由と正義』40巻10号
- 庵谷磐（2009）「中国残留日本人支援施策の展開と問題点」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 関亜新、張志坤著、佟岩・浅野慎一監訳（2009）『中国残留日本人孤児に関する調査と研究（下）』不二出版
- 菅原幸介（1986）『旧満州 幻の国の子どもたち』有斐閣選書
- 菅原幸介（1989）『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社
- 菅原幸介（2009）『「中国残留孤児」裁判』平原社
- 鈴木孝雄（1985）「中国残留婦人・孤児への責務」『時の法令』1241号
- 中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編（2009）『政策形成訴訟』
- 中国残留孤児の国籍取得を支援する会（2000）『中国残留孤児国籍取得一〇〇〇人達成の記録』
- 中国残留日本人孤児問題懇談会（1982）「中国残留日本人孤児問題の早期解決の方策」厚生省援護局編『中国残留孤児』ぎょうせい
- 佟岩・浅野慎一（2018）「中国残留日本人の生成過程における時空の意味」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』11-2
- 佟岩・浅野慎一（2019）「中国残留日本人の生成過程における中国人民衆の実践と協力」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』12-2
- 藤岡重司（1998）『愛情に国境はない』兵庫県海外同友会企画
- 南誠（2016）『中国帰国者をめぐる包摂と排除の歴史社会学』明石書店
- 箕口雅博（1998）「中国帰国者へのコミュニティ心理学的接近」『現代のエスプリ』12月
- 箕注雅博（2001）「中国帰国者の適応過程に関するプロスペクティブ・スタディ」『現代のエスプリ』11月
- 山本慈照・原安治（1981）『再会 中国残留孤児の歳月』日本放送出版協会
- ハンナ、アレント著、寺島俊徳・藤原隆裕宜訳（1989）『パーリアとしてのユダヤ人』未来社
- ポール、ギルロイ著、上野俊哉・毛利嘉孝・鈴木慎一郎訳（2006）『ブラック・アトランティック』月曜社
- カール、マルクス著、平林康之・土屋保男訳（1959）「ヘーゲル法哲学の批判から」『マルクス・エンゲルス全集』一卷 大月書店
- カール、マルクス著、花田圭介訳（1959）「ユダヤ人問題に寄せて」『マルクス・エンゲルス全集』一卷 大月書店
- エドワード、サイード著、板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳（1993）『オリエンタリズム（上）』平凡社
- ポール、ウィリス著、熊沢誠・山田潤訳（1985）『ハマータウンの野郎ども：学校への反抗・労働への順応』筑摩書房
- カール、ヤスパース著、橋本文夫訳（1998）『戦争の罪を問う』平凡社
- パルタ・チャタジー著、田辺明生・新部享子訳（2015）『統治される人びとのデモクラシー：サバルタンによる民衆政治についての省察』世界思想社